主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小松原直敏の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四――条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月二六日

最高裁判所第一小法廷

	Ξ	松	岩	裁判長裁判官	裁判長
<u>'</u>	竹	田	澤	裁判官	
		野	眞	裁判官	
	悠	藤	齌	裁判官	